

群馬県若年優秀技能者表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、優れた技能を持ち、技能の錬磨と向上に努めているものづくりに関わる産業に従事する優れた若年技能者を表彰することにより、将来の産業基盤を支える技能者としての誇りと意欲を増進させ、技能後継者として一層の資質の向上を促進し、技能労働者の確保と技能者の社会的地位の確立を図り、もって地域産業の発展に資することを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 群馬県若年優秀技能者表彰（以下「表彰」という。）は、知事が次の各号のすべてに該当するものについて行う。

- (1) 1級又は単一等級の技能検定に合格し、合格後2年以上の実務経験があり、優れた技能を有する者又はこれと同等以上の優れた技能を有すると知事が特に認める者
- (2) 技能五輪大会又は技能グランプリ等、全国規模の技能競技会に出場経験のある者
- (3) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事し、県内に居住又は就業している者
- (4) 技能を通じて後進の指導育成に努力した者又は、作業の改善に努力し、生産性の向上に貢献した者
- (5) 他の技能者の模範と認められる者
- (6) 若年優秀技能者として、県や各種業界団体が行う技能者育成活動等に参画できる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年一回表彰状を授与して行うものとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会の代表者が推薦した者のうちから、知事が選定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により選考を行うに当たって、これを公正かつ適切に行うため、必要に応じ群馬県若年優秀技能者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 委員会に関し必要な事項は、産業人材育成室長が別に定める。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、産業人材育成室長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年12月 1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。